

宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金の主な補助対象備品及び消耗品（機器等購入）

○補助対象となるもの

用途	品名
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済端末（ソフトウェア含む）、決済端末と接続して利用する汎用端末（PC、スマートフォン、タブレット端末、バーコードリーダー等）、据付・配線等
発熱確認	熱感知カメラ（サーモグラフィ）、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板
滅菌	<p><備品></p> <p>衣服等滅菌装置、紫外線滅菌機器、スリッパ消毒装置、トング等自動消毒装置、抗菌抗ウイルス対応品、加湿器</p> <p><消耗品></p> <p>手指消毒液、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水</p>
手洗い	<p><備品></p> <p>ペーパータオルホルダー</p> <p><消耗品></p> <p>ペーパータオル、せっけん</p>
換気	空気清浄機（HEPAフィルタによるろ過式であること）、空気循環サーキュレーター（扇風機）、網戸、二酸化炭素濃度測定器
接触防止	<p><備品></p> <p>料理運搬用ワゴン、順番待ちお知らせシステム、混雑回避のためのオンライン予約システム、テレワーク導入システム、呼び出しベル（飲食店待ち客用）、非接触注文アプリ、アクリルパーティション・アクリル板（※アクリル製でなくても飛沫を防止できるものであれば対象）、人感センサー付き照明器具、簡易センサー型自動水栓、自動カーテン開閉装置、ビニールシート（送迎車などの仕切り）、透明ビニールカーテン（受付などへ設置）、レイアウト変更に伴う新たなイス・机、一人鍋・一人皿、消毒液設置台、蓋付き便器（温水洗浄付きのもの、自動洗浄付きのものを含む。ただし、蓋を閉じて洗浄することを表示してください）</p> <p>※パーティションは、ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度の基準に合致すること。</p> <p><消耗品></p> <p>フェイスシールド、使い捨てコップ、使い捨てスリッパ、使い捨てブラシ、マスク、使い捨て手袋、三密防止など啓発チラシ・ポスター等、行列回避のための足下表示シール、簡易抗体検査キット</p>

×補助対象とならないもの

- ・次亜塩素酸水噴霧器
- ・ハンドドライヤー
- ・一般的なエアコン
- ・蓋なし温水洗浄便座
- ・感染症予防が主たる目的でないもの（通常業務に利用するパソコン、スマートフォン、タブレット端末、自動車、掃除機、布団乾燥機など汎用性があるものは原則として対象外です。）

※消費者庁から注意喚起されているものは、感染予防の効果について、現段階においては客観性及び合理性を欠くものがあるので、対象にならない場合があります。

※役務の提供、保守費用等は支援対象となりません。